

# 「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査 －小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として－」 の結果に基づく通知に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【通知先】文部科学省 【通知日】令和6年3月8日 【回答日】令和7年3月31日

## ！ 背景と目的

- ◇ 近年、医療技術の進歩により増加している「医療的ケア児」への支援に関する基本理念や国・地方公共団体等の責務等を定めた医療的ケア児支援法が令和3年9月に施行
- ◇ しかしながら、医療的ケア児の小学校への就学に当たり、保護者が付添いを求められたため、離職・休職をせざるを得なくなった、といった事例が発生
- ◇ これを踏まえ、医療的ケア児とその家族に対する支援が更に進むよう、小学校における医療的ケアの実施状況について、その対応の実態を調査



### 文部科学省に対し、以下の事項等を通知

- ① 医療的ケア児関係部署等と連携した医療的ケア児の早期把握、保護者等に対する早期のアプローチの促進
- ② 医療的ケア実施者の確保が困難である要因を踏まえた支援方策の検討
- ③ 保護者の付添いの発生状況及びその原因の把握、付添いの解消の取組の促進
- ④ 小学校での待機の長期化等に備えた、必要な物品の備蓄・準備方法や医療的ケアの実施についての取決めの促進

## ✓ 改善措置

- ① 医療的ケア児関係部署や医療的ケア児支援センター等と連携し、医療的ケア児を可能な限り早期に把握するよう努めることや、就学に関する事前の教育相談等の活動を早い時期から用意し、保護者等に事前に知らせること等について、教育委員会等に通知し、対応を要請
- ② 「医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究」を実施し、各自治体の取組を事例集として取りまとめ、令和7年5月をめどに周知予定。また、医療的ケア看護職員の配置に係る予算を増額し、学校等を支援
- ③ 「医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究」を実施し、学校における保護者の付添い状況の実態把握を行い、負担軽減に資する効果的な取組事例について把握し、令和6年度時点の成果等について、7年5月をめどに公表予定
- ④ 発災に備えた医療材料等の準備及び備蓄や、学校における待機が長期化した場合の対応等に関し、保護者等と学校間で確認・協議しておくことについて、教育委員会等に通知し、対応を要請

# 1. 医療的ケア児の把握及び就学時における医療的ケア実施者の確保状況

## 制度の概要

- ◇ 医療的ケア児支援法において、学校の設置者は、在籍する医療的ケア児が、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケア等の支援を受けられるよう措置を講ずる必要
- ◇ 文部科学省は、教育委員会に対し、以下を要請
  - ・ 就学前の認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校等での間での情報共有による就学後の円滑な医療的ケアの実施（医療的ケア児の把握）
  - ・ 積極的な看護師等の配置促進（医療的ケア実施者の確保）

## 当省の意見（調査結果）

- 医療的ケア児関係部署や医療的ケア児支援センター等と連携した**医療的ケア児の早期把握、保護者等に対する早期のアプローチ**について、改めて促すこと
- **医療的ケア実施者の確保が困難となっている要因を踏まえた支援方策**について検討を行い、その結果を示すこと
- 小学校において**保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアを受けられる体制を整備することの必要性等**について、改めて周知・啓発を行っていくこと

### <調査結果>

- 就学相談時に医療的ケア児の情報を把握することとしているものの、保護者から就学相談がなく**教育委員会の想定よりも把握時期が遅れた事例**（2/42事例）
- 小学校に就学していた児童が医療的ケア児であることを**教育委員会が就学後に把握した事例**（2/42事例）
- 看護師確保の動き出しの遅れ等により、当該児童の登校日数の一部又は全部で**医療的ケア実施者の確保ができなかった事例**（3/42事例）
  - \* **給与水準の低さ、勤務環境に対する不安、小学校勤務という働き方の認知度の低さ等により看護師の確保が困難との教育委員会の意見や、医療的ケア実施者の確保に対する認識が不足していたとする教育委員会の声あり**

## 改善措置状況

- 以下の事項等を教育委員会等に対し通知し、対応を要請
  - ・ 関係機関等や医療的ケア児支援センターと連携した**医療的ケア児の早期把握**
  - ・ **就学に関する事前の教育相談等の活動の早い時期からの用意、保護者等への事前周知**
  - ・ 保護者の付添いがなくとも医療的ケアを受けられるよう**医療的ケア看護職員等の配置促進**
- 「医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究」を実施し、**就学前早期からの状況把握、保護者に対するアプローチ等の負担軽減に資する効果的な取組を取りまとめ、令和6年度時点の成果等について、7年5月をめどに公表予定**
- 「医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究」を実施し、**看護師確保の参考となる自治体の取組を事例集として取りまとめ、令和7年5月をめどに周知予定**
- 令和7年度予算案において、**医療的ケア看護職員の配置に係る予算を増額し、学校等を支援**

## 2.小学校における医療的ケアの実施状況

### 制度の概要

- ◇ 医療的ケア児支援法の施行以前より、文部科学省は、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことを推進
- ◇ 法の施行を受け、文部科学省は、教育委員会に対し、看護師等を配置した上で、保護者の付添いについては、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきとの考え方を提示

### 当省の意見（調査結果）

- 特定の医療的ケアについて、学校における医療的ケアに関して策定されたガイドライン等に記載がされていないことを理由として一律に当該ケアを実施しないのではなく、個々の医療的ケア児の状態に応じて、主治医や医療的ケア指導医、保護者と相談・協議して、学校としてどのような対応がとれるのかを検討するよう改めて求めること
- 保護者の付添いの発生状況及びその原因を把握し、改めて、保護者の付添いは真に必要と考えられる場合に限るよう努めることとするとの趣旨を踏まえた付添いの解消の取組を促していくこと

#### <調査結果>

- 特定の種類の医療的ケアについて、小学校における医療的ケア実施者の確保を検討することなく、一律に保護者の付添いによるケアの実施を求めている事例（1/22教育委員会）
- 以下のような場面で付添いが生じている状況
  - ・ 看護師の休暇時（14/30教育委員会）
  - ・ 校外学習時（18/30教育委員会）
  - ・ 看護師の勤務時間と医療的ケア児の在校時間の不一致

### 改善措置状況

- 以下の事項等を教育委員会等に対し通知し、対応を要請
  - ・ 個々の医療的ケア児の状態等に応じて対応を検討できるような体制の整備
  - ・ 保護者の付添いは真に必要と考えられる場合に限るよう努めること、やむを得ない場合の代替案の十分な検討、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しについて保護者等への丁寧な説明
  - ・ 医療的ケアの引継期間の短縮化に向けた関係者との連携等の取組、校外学習や看護師等の休暇時等の代替に当たっての人材確保、医療的ケア看護職員等の配置方法を工夫すること等による保護者の付添い負担軽減
- 令和7年度に実施予定の「災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究」により、学校における医療的ケアに関するガイドラインのひな形等を作成し、各自治体における取組を促進
- 「医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究」を実施し、保護者の付添い状況の実態把握を行い、負担軽減に資する効果的な取組事例について把握し、令和6年度時点の成果等について、7年5月をめどに公表予定

### 3. 在校時における発災への備えの状況

#### 制度の概要

- ◇ 文部科学省は、医療的ケア児が在籍している学校に対し、災害時においても学校で医療的ケアが実施できるよう、医療材料や医療器具、非常食等の備蓄、電源の確保方法などを医療的ケア児の状態に応じ、保護者とあらかじめ協議し確認しておくことを要請
- ◇ また、人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児がいる場合には、電源の確保や日頃から必要とする医療機器のバッテリー作動時間の確認等の点検を行うとともに、停電時の対応を学校関係者と保護者で事前に確認することを要請

#### 当省の意見（調査結果）

- 以下について保護者や主治医等と協議の上、取り決めておくよう求めること
  - ・ 医療的ケア児の在校時の発災や待機の長期化に備えた、小学校における医療的ケアに**必要な医療材料や医療器具、非常食等の備蓄・準備方法**
  - ・ **人工呼吸器を使用している医療的ケア児等**が在籍している小学校における**停電時の対応**
  - ・ 小学校での**待機が長期化する場合や保護者等の来校が困難な場合を想定した対応**
- あわせて、小学校での待機が長期化する場合や保護者等の来校が困難な場合に備え、**取り決めておくべき事項にどのようなものがあるか**について、各小学校における状況も把握しつつ**検討した結果を情報提供**すること

#### <調査結果>

- 小学校における医療的ケアに**必要な医療材料や医療器具、非常食等を備蓄していない状況**（12/36小学校）
- 人工呼吸器を使用する医療的ケア児が在籍しているが、**停電に備えた非常用電源等を確保していない状況**（4/7小学校）
- 保護者自身の被災等により、すぐに医療的ケア児の引渡しができず、**学校での待機が長期化した場合の対応**を取り決めている小学校なし

#### 改善措置状況

- 以下の事項等を教育委員会等に対し通知し、対応を要請
  - ・ **医療材料、医療器具、非常食等の準備及び備蓄、学校における待機が長期化した場合の対応等に係る保護者等と学校間での確認・協議**
  - ・ 特に人工呼吸器を使用している医療的ケア児等が在籍している学校における**停電時の対応の取決め**
- 例年実施している「学校における医療的ケアに関する実態調査」に、**学校在校時の発災の備えの状況に関する項目を追加**  
(注) 調査結果も踏まえ、支援方針の検討を行う予定
- 「令和6年度安全教育の質の向上に向けた調査研究」を踏まえ、**事例の紹介を含む防災教育の手引を作成し、令和7年5月をめどに周知**予定
- 令和7年度に実施予定の「災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究」により、**医療的ケア児が在籍する学校における災害時の対応を示す手引等を作成し、各自治体における取組を促進**
- 令和7年度予算案において、教育委員会等における**非常用電源等の災害に備えた備品購入等の経費を計上し、教育委員会等を支援**予定

# 医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査 －小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として－ の結果に基づく通知に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

## 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和4年12月～6年3月
- 2 対象機関 調査対象機関：文部科学省、こども家庭庁、厚生労働省  
関連調査等対象機関：都道府県（教育委員会を含む。）(8)、市区町村（教育委員会を除く。）(24)、市区町村教育委員会(32)、小学校(36)、特別支援学校(8)、保護者(29)、関係団体（家族会等）(9)

【通知日及び通知先】 令和6年3月8日 文部科学省

【回答年月日】 令和7年3月31日 文部科学省 ※改善状況は同日現在

## 【調査の背景事情】

- 近年、医療技術の進歩により、従来は出生時の疾患や障害によって救命が難しかったこどもも救えるようになったところ、救命処置の結果として、新生児集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰（かくたん）吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」が増加している。
- こうした医療的ケア児とその家族に対する支援について、基本理念や国・地方公共団体等の責務、支援に関する施策等を定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号。以下「法」という。）が令和3年9月に施行されたことを受け、医療的ケア児及びその家族への支援環境が整備されつつある。
- 幼稚園、小・中・高等学校に通う医療的ケア児も増加しており、中でも小学校に在籍する医療的ケア児は、令和4年度時点で通常の学級・特別支援学級合わせて幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児のうち70%以上を占めている。一方で、看護師の配置が間に合わず、保護者が付添いを求められたため、離職・休職をせざるを得なくなった、といった事例が散見され、医療的ケア児が保護者の付添いなしに学校において医療的ケアを受けられる体制整備が必要とされている。
- この調査は、医療的ケア児とその家族に対する支援が更に進むよう、医療的ケア児が保護者の付添いなしに学校で医療的ケアを受けられる環境を整える上での課題の整理を行い、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

通知事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p><b>1 医療的ケア児の情報の把握状況及び就学時における医療的ケア実施者の確保状況</b> (通知要旨)</p> <p>文部科学省は、小学校への就学を希望する医療的ケア児が今後一層増加する見込みであることに鑑みると、市区町村教育委員会に対し、各地の取組実例を示すなどして、医療的ケア児関係部署（市区町村の福祉部局など、医療的ケア児に対する支援を所管する部署をいう。以下同じ。）や医療的ケア児支援センター等と連携した医療的ケア児の早期把握及び保護者等に対する早期のアプローチを改めて促すことが必要である。</p> <p>また、市区町村教育委員会における医療的ケア実施者（看護師等、医療的ケアを行う介護福祉士及び認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）の確保が困難となっている状況に鑑み、その要因を踏まえた支援方策について検討を行い、その結果を各教育委員会に示す必要がある。</p> <p>あわせて、特に今後初めて医療的ケア児を受け入れる市区町村教育委員会を中心に、医療的ケア児が就学するに当たり、医療的ケア実施者の確保により、小学校において保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアを受けられる体制を整備することの必要性等について、改めて周知・啓発を行っていくことが必要である。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 文部科学省は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）」（令和3年9月17日付け3文科初第1071号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「施行通知」という。）において、市区町村教育委員会に対し、これから学校に就学する予定の医療的ケア児等を含め切れ目なく支援を行うこと及び関係部局等と連携し、保護者の理解と協力の下、就学前の認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校等との間で、医療的ケ</p>	<p>→ 文部科学省では、「総務省行政評価局による「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査」結果（意見の通知）に基づく対応について」（令和6年4月19日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課連名事務連絡）を発出し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村内の関係部局、幼稚園や保育所等の関係機関等、保健・医療・福祉等と連携しながら、域内の就学前の医療的ケア児を可能な限り早期に把握するよう努めること。その際には、必要に応じて医療的ケア児支援センターとも連携すること</li> <li>・ 医療的ケア児を含む障害のある子供の就学に関する事前の相談・支援の実施に努めるとともに、就学に関する事前の教育相談等の様々な活動が早い時期から用意され、提供されることを、本人及び保護者に対して事前に周知すること</li> <li>・ 早期から医療的ケア児に関する情報を把握し、その情報に基づき医療的ケア看護職員の確保手続きを始める等、「医療的ケア児及びその家族に関する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）の趣旨を踏まえ、所管の学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるよう、医療的ケア看護職員等の配置促進に努めること等について、教育委員会等に対して通知し、対応を求めるとともに、令和6年9月に開催した「令和6年度特別支援教育の推進に関する関係課長等連絡会議」等、担当者等が集まる各種会議においても、その内容の周知徹底を図った。</li> </ul> <p>また、令和6年度から8年度までの3か年の委託事業として「医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究」を実施しているところである。当該調査研究は、学校における保護者の付添い等の負担軽減に向け、医療的ケア児関係部署や医療的ケア児支援センター等との連携を含む、就学前早期からの状況把握、保護者に</p>

通知事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>ア児に関する情報共有が確実かつ円滑にできるような体制を整備し、就学後の円滑な医療的ケアの実施につなげるよう留意することを求めている。</p> <p>○ 医療的ケア児の就学先の決定に当たって文部科学省は、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 文科初第 1769 号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「平成 31 年通知」という。）において、教育委員会に対し、学校設置者である教育委員会が主体となり、早期からの教育相談、教育支援による相談機能を高め、合意形成のプロセスを丁寧に行うことを求めている。</p> <p>○ 法第 10 条において国、地方公共団体及び学校の設置者は、医療的ケア児が教育を受ける体制の拡充等のため、必要な措置を講ずることとされていることを踏まえ、文部科学省は施行通知において、地方公共団体及び学校の設置者に対し、積極的に看護師等の配置促進に努めること等を求めている。くわえて、学校の設置者に対し、特に入学当初の学校の体制整備に当たっては、就学先決定後、速やかに学校、保護者、看護師・主治医・学校医等や関係機関が連携して取り組むことを求めている。</p> <p>○ 文部科学省では、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、医療的ケア看護職員配置事業により、市区町村等における医療的ケア実施者の配置に係る経費について補助（補助率 1／3）を行い、市区町村等を支援しており、令和 5 年度においては、3,740 人分の補助（予算額：3,318 百万円）を行っている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 今回調査した医療的ケア児 42 人の個別事例において、市区町村教育委員会が当該児童の情報を把握した端緒をみたところ、主に就学相談において医療的ケア児を把握するとしているものの、保護者から就学相談がなく、教育委員会の想定よりも把握時期が遅れた事例がみられた（2／42 事例）。また、小学校に就学していた児童が医療的ケア児であることを教育委員会が就学後に把握し</p>	<p>対するアプローチ等の保護者の負担軽減に資する効果的な取組について把握し、参考となる事例を教育委員会等に提供することで、全国への普及を図るものである。令和 6 年度については、5 教育委員会で調査研究を実施し、その成果等について、7 年 5 月をめどに公表し、各種会議における周知を予定している。</p> <p>くわえて、令和 6 年度委託事業として「医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究」を実施しているところである。当該調査研究では、教育委員会等における医療的ケア看護職員の確保等に向け、人材確保・配置方法に関する各自治体の取組を事例集として取りまとめ、令和 7 年 5 月をめどに公表し、各種会議における周知等を予定している。</p> <p>さらに、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、令和 7 年度予算案においては、医療的ケア看護職員配置事業の予算を 6 年度予算における 4,550 人分（予算額：4,037 百万円）から 4,900 人分（予算額：4,562 百万円）に増額し、学校等における医療的ケア看護職員の確保を支援することとしている。</p>

通知事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>た事例もみられた (2/42 事例)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一方で、医療的ケア児の情報を確実に把握できるよう市区町村教育委員会と医療的ケア児関係部署が連携して把握している事例や、教育委員会が独自に調査を実施し把握している事例がみられた。</li> <li>○ 今回調査した医療的ケア児 42 人の個別事例において、医療的ケア実施者の確保状況をみたと、看護師確保の動き出しの遅れ等により、医療的ケア児の就学時に、当該児童の登校日の一部又は全部について医療的ケア実施者を確保できなかった事例がみられた (3/42 事例)。</li> <li>○ 今回調査した市区町村教育委員会のうち、現在、医療的ケア実施者として看護師を確保できている教育委員会においても、翌年度以降も引き続き看護師を確保できるかどうかは不透明であるとの声が聴かれた。看護師の確保が困難となっている理由について教育委員会では、看護人材の不足に加え、会計年度任用職員として採用する場合は、市区町村の給与規定等に位置付けられ、医療機関勤務に比べて給与が低くなってしまふためとの意見があったほか、医師のいない小学校で勤務することに対する不安があると考えられるためといった勤務環境に起因すると思われる意見もあった。また、小学校勤務という働き方が認知されていないことが看護師の応募が少ない理由だとする意見もあった。</li> <li>○ 今回調査した市区町村教育委員会のうち、初めて小学校で医療的ケア児を受け入れた一部の教育委員会からは、これまで小学校への就学を希望する医療的ケア児がいなかったため、医療的ケア児は特別支援学校で受け入れることが一般的と認識していたとする声や、小学校への医療的ケア児の受入れのために医療的ケア実施者を確保するという認識が不足していたとする声も聴かれた。</li> </ul>	
<p><b>2 小学校における医療的ケアの実施状況</b></p> <p><b>① ガイドライン等に基づき実施することとしている医療的ケアの範囲</b> (通知要旨)</p>	

通知事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>文部科学省は、市区町村教育委員会に対し、特定の医療的ケアが、域内の学校における医療的ケアの対応の在り方を示したガイドライン等（以下「ガイドライン等」という。）に記載されていないことを理由に一律に当該ケアを実施しないのではなく、個々の医療的ケア児の状態に応じて、主治医や医療的ケア指導医（医療的ケアについて助言や指導を得るための医師をいう。以下同じ。）、保護者と相談・協議して小学校としてどのような対応がとれるのかを検討するよう、改めて求めることが必要である。</p> <p>（説明） 《制度の概要》</p> <p>○ 文部科学省は、平成 31 年通知において、教育委員会に対し、医療的ケア児には、いわゆる重症心身障害児に該当する者のみならず、歩いたり活発に動き回ったりすることが可能な児童もいるなど、その実態は多様であることから、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うよう留意するよう、法施行以前より求めてきた。</p> <p>○ さらに、法の施行を受け、文部科学省は、施行通知において、教育委員会に対し、法第 10 条に定められた教育を行う体制の拡充のため、</p> <p>i) ガイドライン等の策定や、教育関係者その他の関係者から構成される会議体の設置を通して総括的な管理体制を整備すること</p> <p>ii) 医療的ケア児を受け入れる学校が組織的な体制整備を行うことができるよう域内の学校を支援すること</p> <p>iii) 積極的に看護師等の配置促進に努め、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進を図ること</p> <p>を求めている。</p> <p>○ なお、ガイドライン等の策定に当たっては、平成 31 年通知において、医療的ケア児への対応方法を画一的に定めるのではなく、</p>	<p>→ 文部科学省では、「総務省行政評価局による「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査」結果（意見の通知）に基づく対応について」を発出し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管内の学校で対応できる医療的ケアの対象について、例えば、医療的ケア運営協議会（医療的ケア児の受入れに備え、医療や福祉の知見を踏まえて、域内の学校における医療的ケアの総括的な管理体制を構築することを目的に、教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表等から構成される協議会）等での協議によって、個別に検討できることとする旨の規定をガイドライン等に加えるなど、個々の医療的ケア児の状態等に応じて対応を検討できるような体制を整備すること</li> <li>保護者に付添いの協力を得ることについては、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであるが、やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明すること</li> </ul> <p>等について、教育委員会等に対し通知し、対応を求めるとともに、令和 6 年 9 月に開催した「令和 6 年度特別支援教育の推進に関する関係課長等連絡会議」等、担当者等が集まる各種会議においても、その内容の周知徹底を図った。</p> <p>また、令和 6 年度から 8 年度までの 3 か年の委託事業として実施している「医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究」において、保護者の付添いがなくても安全・安心に医療的ケアを実施するための考え方や各学校で共通して取り組む事項の整理などを行いつつ、保護者の付添いに関するガイドラインの策定・見直しの取組を、選定した教育委員会で実施することとしている。当該調査研究結果を踏まえ、個々の医療的ケア児の状態に応じて対応を検討している事例を教育委員会等に提供することで、全国への普及を図ることとしている。令和 6 年度については、5 教育委員会で調査研究を実施し、その成果等について、7 年 5 月をめどに公</p>

通知事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>各学校が個別に対応の在り方を検討できるよう留意して定めることとしている。</p> <p>○ また、文部科学省は、令和3年6月に「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」(以下「支援資料」という。)を作成し、教育委員会に示している。支援資料は、小学校等や教育委員会等における医療的ケアに関する体制整備の参考となるよう小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を整理したものであり、法第2条第1項で定義された「医療的ケア」の範囲について、「一般的に、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている」と示している。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 今回調査した32市区町村教育委員会のうち、ガイドライン等を策定している22教育委員会において、小学校で実施する医療的ケアの範囲をガイドライン等にどのように記載しているかみたところ、</p> <p>i) 支援資料で文部科学省が示している範囲と同様の記載としているもの</p> <p>ii) 特定の種類の医療的ケアを列挙して記載しつつ、その他の医療的ケアについては医療的ケア児の状態等に応じて個別に対応を検討するとしているもの</p> <p>iii) ガイドライン等作成時における域内の小学校の体制等を踏まえ実施可能な医療的ケアについて記載しているもの等、様々な状況となっていた。</p> <p>○ このうち、iii)のガイドライン等作成時における域内の小学校の体制等を踏まえ実施可能な医療的ケアについて記載している市区町村教育委員会のうち、1教育委員会において、特定の種類の</p>	<p>表し、各種会議における周知を予定している。</p> <p>さらに、令和7年度予算案に新たに計上している「災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究」において、学校における医療的ケアに関するガイドラインのひな形等を作成し、8年度前半に教育委員会等に対し提示し、各自治体における取組を促進する予定である。ひな形等の作成に当たっては、個々の医療的ケア児の状態に応じて、主治医や医療的ケア指導医、保護者と相談・協議して、対応を検討できるような体制の整備等の視点を盛り込むことを検討している。</p>

通知事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>医療的ケアが、ガイドライン等で定める医療的ケアの範囲に含まれないことを理由として、医療的ケア児の転入に際し医療的ケア実施者の確保を検討することなく、保護者の付添い及び保護者による医療的ケアの実施を求めている事例がみられた。</p>	
<p><b>② 医療的ケアの引継ぎ等に伴う保護者の付添い (通知要旨)</b></p> <p>文部科学省は、保護者の付添いの発生状況及びその原因を把握し、引継ぎの早期実施や看護師等の確保に関する各地の取組実例を示すこと等により、市区町村教育委員会に対し、改めて、保護者の付添いは真に必要と考えられる場合に限るよう努めることとするとの趣旨を踏まえた付添いの解消の取組を促していくことが必要である。</p> <p><b>(説明)</b> <b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 学校における医療的ケアの実施に当たっての保護者の付添いについて、文部科学省は、施行通知において、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきとの考え方を示している。「真に必要と考えられる場合」とは、入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後初めて登校する際など、医療的ケア児の健康状態に応じ、必要な情報を引き継ぐ場合などが考えられるとしている。あわせて、やむを得ず保護者に協力を求める場合にも、代替案などを十分に検討した上で、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて丁寧に説明することを教育委員会に求めている。</p> <p>○ 平成 31 年通知において、校外学習における医療的ケアの実施については、児童の状態に応じて看護師等による体制を構築することとしており、特に泊を伴うものについては、看護師等の勤務時間等も考慮した人員確保とともに、緊急の事態に備え、医療機関との連携協力体制も構築し、必要に応じて自治体における看護</p>	<p>→ 文部科学省では、「総務省行政評価局による「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査」結果（意見の通知）に基づく対応について」を発出し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者に付添いの協力を得ることについては、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであるが、やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明すること</li> <li>・ 医療的ケアの引き継ぎ期間の短縮化に向けた関係者との連携等の取組を行うとともに、校外学習や医療的ケア看護職員の休暇時等の代替に当たっての人材確保を行うことや、医療的ケア看護職員が各学校を巡回する方式を取る、訪問看護ステーションへの委託を活用する等、医療的ケア看護職員の配置方法を工夫すること等を通して、保護者の付添い負担軽減を引き続き行うこと</li> </ul> <p>等について、教育委員会等に対し通知し、対応を求めるとともに、令和 6 年 9 月に開催した「令和 6 年度特別支援教育の推進に関する関係課長等連絡会議」等、担当者等が集まる各種会議においても、その内容の周知徹底を図った。</p> <p>また、令和 6 年度から 8 年度までの 3 か年の委託事業として実施している「医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究」において、学校における保護者の付添い状況の実態把握を行うこととしている。その上で、付添い期間の短縮につながる取組を含</p>

通知事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>師等の勤務に関する規則を整備することを求めている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 今回調査した医療的ケア児 42 人の個別事例において、保護者からの引継ぎに要した期間をみたところ、39 事例では、入学前又は入学後若しくは看護師等の確保後、数日で保護者からの引継ぎは終了している一方、その他の 3 事例では 6 か月以上を要したものがみられた。</p> <p>引継ぎに 6 か月以上を要した 3 事例のうち 1 事例は、保護者から医療的ケア実施者への医療的ケアの手技の引継ぎ自体は 1 か月程度で完了していたものの、当該児童の発作について、搬送の必要性があるか否かの状況の見極めを、主治医にも確認しながら慎重に行った結果、付添いの解消までに長期間を要したものであった。</p> <p>また、残る 2 事例は、市区町村教育委員会や小学校が保護者のみならず、関係者との情報共有を図ること又は状況に合わせて柔軟にガイドライン等を改訂することにより引継ぎを完了させたものであった。</p> <p>○ 一方、引継ぎに要した期間が短かったケースでは、医療的ケア実施者が保護者から医療的ケアの手技等を引き継ぐに当たって保護者だけではなく、主治医等関係者とも連携を図る仕組みを設けている事例がみられた。</p> <p>○ 今回調査した 32 市区町村教育委員会のうち、域内の小学校への医療的ケア児の受入れがあった 30 教育委員会において、域内の小学校で勤務する看護師の休暇の際や校外学習を行う場合の保護者の付添いの状況をみたところ、看護師の休暇の際に保護者の付添いを求めている事例が 14 教育委員会で、校外学習を行う場合に保護者の付添いを求めている事例が 18 教育委員会でみられた。また、今回、教育委員会を調査する過程で、看護師の勤務時間と医療的ケア児の在校時間が合致していないために保護者が付き添う時間が発生している事例が確認できた。</p>	<p>め、保護者の負担軽減に資する効果的な取組について把握し、参考となる事例を教育委員会等に提供することで、全国への普及を図ることとしている。令和 6 年度については、5 教育委員会で調査研究を実施し、その成果等について、7 年 5 月をめどに公表し、各種会議における周知を予定している。</p> <p>くわえて、令和 6 年度委託事業として「医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究」を実施しているところである。当該調査研究では、教育委員会等における医療的ケア看護職員の確保等に向け、人材確保・配置方法に関する各自治体の取組を事例集として取りまとめ、令和 7 年 5 月をめどに公表し、各種会議における周知等を予定している。</p>

通知事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>○ 一方で、看護師の配置や採用形態の工夫により、保護者の付添いが生じないよう取組を行っている市区町村教育委員会がみられた。</p>	
<p><b>3 在校時における発災への備えの状況</b> (通知要旨)</p> <p>文部科学省は、医療的ケア児の在校時の発災や待機の長期化に備えた、小学校における医療的ケアに必要な医療材料や医療器具、非常食等の備蓄に係る対応が実施されていない実態がみられたことを踏まえ、必要に応じて各自治体の防災担当部局等、医療的ケア児の災害時の対応に関わる自治体内の関係部局や関係者とも連携しつつ、これらの学校における備蓄又は児童の荷物に加えるなどの準備をどのように行うか、保護者と協議して取り決めておくよう、市区町村教育委員会や小学校に求める必要がある。特に人工呼吸器を用いている医療的ケア児等、非常用電源が確保できなければ医療的ケアを行うことができず、直ちに重篤な事態に陥りかねない医療的ケア児が在籍している小学校においては、停電時の対応をどのように行うか取り決めておくよう求める必要がある。</p> <p>また、在校中の災害発生時における医療的ケアの実施について、小学校での待機が長期化する場合や保護者及びふだんの学校生活における医療的ケア実施者の来校が困難な場合も想定した対応を、必要に応じて各自治体の防災担当部局等、医療的ケア児の災害時の対応に関わる自治体内の関係部局や関係者とも連携しつつ、保護者や主治医等と協議して取り決めておくよう、小学校や市区町村教育委員会に求める必要がある。あわせて、上記のような場合に備え、取り決めておくべき事項にどのようなものがあるかについて、各小学校における状況も把握しつつ検討した結果を教育委員会を通じ情報提供する必要がある。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p>	<p>→ 文部科学省では、「総務省行政評価局による「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査」結果（意見の通知）に基づく対応について」を発出し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケア児については、医療的ケア児の状態等や災害による被害の程度等によっては、生命・生活の維持が困難になり得ることから、医療材料・医療器具・非常食等の準備及び備蓄について、保護者等と学校間で確認・協議しておくこと。特に人工呼吸器を用いている等、非常用電源が確保できなければ直ちに重篤な事態に陥りかねない医療的ケア児が在籍している学校においては、停電時の対応をどのように行うか取り決めておくこと</li> <li>・ 発災後、保護者及び医療的ケア看護職員等が長期間来校できない場合や、医療的ケア看護職員等の勤務時間や派遣契約で定められた在校時間を超えて医療的ケアの実施が必要となる場合など、医療的ケア児の学校における待機が長期化した場合にも医療的ケアを実施できる体制をどのように構築するかについて、保護者等と学校間で協議して取り決めておくこと</li> <li>・ 確認・協議や取り決め等を進めるに当たっては、学校や市町村教育委員会のみで対応を検討することが困難なことも考えられ、各自治体の防災担当部局等、医療的ケア児の災害時の対応に関わる自治体内の関係部局や、地域の医療機関等と連携し、協力を得る必要がある場合があることに留意すること</li> </ul> <p>等について、教育委員会等に対して通知し、対応を求めた。教育委員会への周知に当たっては、特別支援教育担当課への周知と併せて学校安全主管課に対しても、上記通知について情報共有し、特別支援教育担当課との調整・協議等への協力を依頼するとともに、令和6年4月に開催した「学校安全行政担当者連絡協議会」や同年9</p>

通知事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>○ 災害時においても学校で医療的ケアが実施できるよう、文部科学省は、平成 31 年通知により医療的ケア児が在籍している学校に対し、医療材料や医療器具、非常食等の備蓄、電源の確保方法などを医療的ケア児の状態に応じ、保護者とあらかじめ協議し確認しておくよう求めている。また、人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児がいる場合には、電源の確保や日頃から必要とする医療機器のバッテリー作動時間の確認等の点検を行うとともに、停電時の対応を学校関係者（教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医、看護師等を含む。）と保護者で事前に確認することを求めている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 今回調査した 36 小学校において、各小学校における医療的ケアに必要な医療材料や医療器具、非常食等の備蓄状況をみたところ、12 小学校では備蓄が行われていなかった。</p> <p>また、調査した 36 小学校のうち、当省の調査において人工呼吸器を必要とする医療的ケア児が在籍することが確認された 7 小学校において、災害の発生に伴う停電に備えた人工呼吸器用の非常用電源の確保状況をみたところ、4 小学校で確保していなかった。非常用電源を確保している 3 小学校においては、それぞれ</p> <p>i) 小学校において人工呼吸器用の発電設備を確保  ii) 人工呼吸器用の非常用電源の準備を保護者に依頼  iii) 近隣の医療法人から貸与を受ける取決めを行うという方法で確保していた。</p> <p>なお、医療材料や医療器具、非常食等を備蓄していなかった又は人工呼吸器用の非常用電源を確保していなかった小学校は、その理由について、これまで小学校における備蓄の必要性について検討していなかったためなどとしていた。</p> <p>○ 今回調査した 36 小学校において、災害時における小学校での待機中の医療的ケア実施体制についてみたところ、在校中に災害が発生した場合には、保護者に速やかに医療的ケア児を引き渡す</p>	<p>月に開催した「令和 6 年度特別支援教育の推進に関する関係課長等連絡会議」等、担当者等が集まる各種会議においても、その内容の周知徹底を図った。</p> <p>また、例年実施している「学校における医療的ケアに関する実態調査」について、令和 6 年度調査より、医療的ケア児の学校在在校時における発災の備えの状況に関し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療材料や医療器具・非常食等の準備及び備蓄の対応</li> <li>・ 発災後、保護者及び医療的ケア看護職員が長期間来校できない場合等、医療的ケア児の学校における待機が長期化した場合の対応</li> <li>・ 非常用電源の確保等、停電時の対応</li> </ul> <p>の 3 点に係る保護者・主治医等と学校関係者間での協議・取り決めの状況の項目を追加した。令和 6 年度調査結果は、年度中に公表する予定であり、当該調査の結果も踏まえ、文部科学省において支援方針の検討を行う予定である。</p> <p>くわえて、「令和 6 年度安全教育の質の向上に向けた調査研究」において、特別支援学校等における防災に関する取組を調査しており、非常用電源の確保など、災害時の医療的ケアに関係する事例も収集しているところである。当該調査研究結果を踏まえ、事例紹介を含む「実践的な防災教育の手引き（特別支援教育編）」を作成し、令和 7 年 5 月をめどに、小学校でも参考とするよう教育委員会等へ周知することを予定している。</p> <p>さらに、令和 7 年度予算案に新たに計上している「災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究」において、在在校時における発災や待機の長期化に備え、保護者や主治医等と協議して取り決めておくべき事項等について検討した上で、医療的ケア児が在籍する学校における災害時の対応を示す手引等を作成し、8 年度前半めどに教育委員会等に対し提示し、各自治体における取組を促進する予定である。</p> <p>また、令和 7 年度予算案では、前年度以前からの継続事業である「特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加</p>

通知事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>こととしていたが、保護者自身の被災等により、すぐに引渡しができず、小学校での待機が長期化した場合の対応について想定している小学校はみられなかった。また、保護者が来校するまでの間における医療的ケアの実施については、19 小学校ではふだんの学校生活における医療的ケア実施者に待機中のケアを依頼するとしていたが、その他の 17 小学校では特に想定していなかった。</p> <p>なお、文部科学省は、在校中の災害発生時において、小学校での待機が長期にわたる場合や、保護者及び医療的ケア実施者が来校できない場合を想定した対応については、教育委員会や小学校に対し、明示的に示していない。</p>	<p>までの切れ目ない支援体制事業」について、新たに停電時における人工呼吸器等利用のための非常用電源等、災害に備えた備品購入等のための経費に活用できることとし、教育委員会等を支援することとしている。</p>